

人事行政の運営等の状況を公表します

長久手市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年条例第２２号）第６条の規定に基づき、長久手市の人事行政の運営等の状況を公表する。

令和６年１１月２０日

長久手市長 佐藤 有美

１ 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年４月１日現在)

区分 部門		職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		令和６年	令和５年		
一般 行政	議会	5	5	0	
	総務・企画	117	125	▲8	機構改革に伴う総務一般の減員
	税務	20	20	0	
	民生	183	159	24	保健センター業務の移管等による増員
	衛生	26	28	▲2	保健センター業務の分離ほか
	農林	5	5	0	
	商工	6	3	3	機構改革に伴う観光部門の増員
	土木	27	31	▲4	区画整理事業の完了に伴う減員
	小計	389	376	13	
特別 行政	教育	30	33	▲3	図書館業務の民間委託に伴う減員
	小計	30	33	▲3	
公営 企業 等	下水道	8	9	▲1	下水道部門の職員退職に伴う減員
	その他	13	24	▲11	機構改革に伴う業務移管による減員
	小計	21	33	▲12	
合計		440	442	▲2	

(注) 職員数は、市長、副市長、教育長及び再任用短時間勤務職員を除いた人数です。

(2) 年齢別職員数の状況

(上段・令和５年４月１日現在 下段・令和６年４月１日現在)

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合 計
男性	0人	36人	50人	40人	68人	4人	0人	198人
女性	0人	97人	66人	49人	31人	1人	0人	244人
合計	0人	133人	116人	89人	99人	5人	0人	442人
男性	0人	35人	52人	36人	67人	5人	0人	195人
女性	0人	95人	68人	47人	33人	2人	0人	245人
合計	0人	130人	120人	83人	100人	7人	0人	440人

(3) 採用者・退職者の状況

① 採用試験の実施状況

(令和5年4月2日～令和6年4月1日)

区 分	申込者	1 次試験 合 格 者	2 次試験 合 格 者	内定者
一般事務職	152人	45人	15人	5人
一般事務職 (障がい者)	12人	5人	4人	2人
建築技師	6人	2人	2人	1人
土木技師	4人	1人	1人	1人
学芸員（任期付）	2 人	2 人	2 人	1 人
保健師	11人	7人	4人	4人
保育士	30 人	18 人	12 人	10 人
合計	217 人	80 人	40 人	24 人

② 退職者の状況

(令和5年4月2日～令和6年4月1日)

区分	定年	応募認定	自己都合	その他	合計
一般事務	0 人	2 人	6 人	8 人	16 人
保 育 士	0 人	0 人	9 人	1 人	10 人
保 健 師	0 人	0 人	2 人	0 人	2 人
学芸員	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
合計	0 人	2 人	17 人	10 人	29 人

(4) 障がい者の任用状況

(令和5年度)

法定雇用率	2.6%	市雇用率	2.69%
-------	------	------	-------

2 職員の人事評価の状況

(令和5年度)

目的	各職員の業績・態度・能力を明らかにし、これに基づいて人事管理の適正化を図ることを目的とします。
対象者	一般職の職員全員
対象期間	令和5年4月1日～令和5年12月31日
実施時期	令和6年1月
評価方法	原則として、一次評価者（対象職員の上司1人）が各職員について、評価項目（8～14項目あり職務によって異なる。）ごとに「S」から「D」までの5段階で評価する。二次評価者（一次評価者の上司1人）が同様に評価し、最終評価結果を決定する。地方公務員法の改正に伴い、平成29年度から評価結果を給与等に反映している。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

(令和5年度普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率B/A
令和5年度	61,113 人	23,302,132 千円	4,518,049 千円	19.4%

(注) 1 普通会計とは、一般会計に土地取得特別会計、卯塚墓園事業特別会計及び公園西駅周辺土地地区画整理事業特別会計の一部を加えたものです。

2 人件費には、市長、副市長、教育長、議員などに支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況

(令和5年度普通会計当初予算)

区 分	職員数 C	給 与 費				1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 D	D/C
令和5年度	人 431	千円 1,562,300	千円 441,880	千円 681,350	千円 2,685,530	千円 6,231

(注) 1 職員数は、令和5年4月1日の職員の総人数(特別職を除く。)から公営事業会計分11人を除いた人数です。

2 給与費は、当初予算に計上された額です。

3 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 一般行政職職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(令和5年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
312,318 円	422,544 円	40.7 歳

(注) 平均給与月額は、令和5年4月分の給料及び職員手当の合計を令和5年4月の職員数で除いたものです。

(4) ラスパイレス指数の状況

令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年
97.8	98.5	98.5	99.1	98.7	98.5

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 一般行政職職員の初任給等の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分	大学卒	高校卒
初任給	202,400 円	170,900 円
採用2年経過給料額	213,200 円	181,800 円

(6) 一般行政職職員の経験年数別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	大学卒	高校卒
経験年数10年	266,889 円	—
経験年数20年	346,566 円	—
経験年数30年	427,233 円	—

(注) 対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「*」としています。

(7) 級別職員数の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任	係長 専門員	課長補佐	課長 主幹	次長	部長	
職員数	74 人	88 人	84 人	89 人	38 人	46 人	12 人	10 人	441 人
構成比 (%)	16.8	20.0	19.1	20.2	8.6	10.4	2.7	2.3	100.1

(注) 長久手市職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表(一)の適用を受ける職員(再任用職員を含む)の級別区分の状況です。

(%)は各項目で四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

(8) 職員手当の状況

(令和5年度実績)

期末・勤勉 手当	区分	期末手当の支給割合	勤勉手当の支給割合
	6 月期	1.20 月分	1.00 月分
	12 月期	1.25 月分	1.05 月分
	計	2.45 月分	2.05 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	あり	

(令和5年4月1日現在)

退職手当	区分	自己都合	応募認定・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
	その他加算措置	なし	定年前早期退職者に対して1年につき3%加算
	退職時特別昇給	なし	
	1人当たり平均支給額	2,324 千円	17,966 千円（応募認定）
			21,821 千円（定年）
早期退職に係る募集の認定を受けた応募者数			2人

(注) 1 平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 早期退職に係る募集要項は、別紙をご覧ください。

*は該当者が1名のため公表を控えるものです。

(令和5年度決算額)

地域手当	支給率	10%
	支給対象職員数	427 人
	1 人当たり平均支給年額	375,363 円

(注) 平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年4月の支給対象職員数で除したものです。

(令和5年度決算)

特殊勤務手当	区分	全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	5.7%
	1人当たり平均支給年額	77,296 円
	手当の名称	防疫手当、清掃手当、徴収調査手当、用地交渉等手当、行路死病人手当

(注) 平均支給年額は、令和5年度決算額を令和5年度の支給対象職員数で除したものです。

(令和5年度決算)

時間外勤務手当	令和4年度	支給総額	129,634 千円
		1人当たり平均支給年額	362,106 円
	令和5年度	支給総額	120,846 千円
		1人当たり平均支給年額	336,617 円

(注) 平均支給年額は、各年度の決算額を各年度の支給対象職員数で除したものです。

(令和5年4月1日現在)

	内容
扶養手当	○ 配偶者 6,500 円 (給料表8級職員 3,500 円)
	○ 子1人につき 10,000 円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの 子1人に対する加算額 5,000 円
	○ 父母等1人につき 6,500 円 (給料表8級職員 3,500 円)
住居手当	○ 借家・借間 12,000 円を超える家賃の額に応じて 最高 28,000 円
通勤手当	○ 公共交通機関利用者 支給単位期間の定期券相当額 (1か月換算で最高 55,000 円) ○ 自動車等利用者 通勤距離により 2,000 円～31,600 円 (2km未満は支給せず)

(9) 特別職の報酬等の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分		給料月額等	期末手当の支給割合
給料	市長	895,000 円	合計 3.40 月分
	副市長	729,000 円	合計 3.40 月分
	教育長	663,000 円	合計 3.40 月分
報酬	議長	496,000 円	合計 3.40 月分
	副議長	430,000 円	
	議員	368,000 円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

(令和5年4月1日現在)

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 一般的な職場における勤務時間です。

(2) 年次有給休暇の取得状況

(令和5年度)

付与日数	1人当たり平均取得日数
1年度につき20日	15.9日

(3) 特別休暇の概要

(令和5年4月1日現在)

主な種類	付与日数等
公民権行使	必要と認められる期間
証人等出頭	
骨髄提供	
ボランティア休暇	5日以内
結婚休暇	7日以内
出生サポート休暇	1年度につき5日以内（ただし、体外受精及び顕微授精に係る通院等である場合にあっては、10日の範囲内）
産前休暇	出産予定日前8週目に当たる日（多胎妊娠の場合は14週目に当たる日）から出産の日まで
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで
授乳等の育児時間	1日につき2回各30分以内
妻の出産休暇	出産予定日前2週間目に当たる日から出産の日以後2週間を経過するまでの間において2日以内
男性職員の育児参加休暇	妻の出産予定日前6週目に当たる日（多胎妊娠の場合は14週目に当たる日）から出産の日以後1年を経過する日までの期間に5日以内
子の看護のための休暇	1年度につき5日以内、子2名以上は10日以内
短期介護休暇	1年度につき5日以内、要介護者2名以上は10日以内
忌引	親族の区分により1日から10日までの期間
父母の追悼行事	1日以内
夏季休暇	1年度につき5日以内
現住居の滅失等	7日以内
災害等による出退勤困難	必要と認められる期間
生理休暇	1回について2日以内

5 職員の休業に関する状況

育児休業等の取得状況

(令和5年度)

区分	取得者数		
	男性	女性	計
育児休業	4人	11人	15人
部分休業	1人	3人	4人
育児短時間勤務	0人	1人	1人

(注) 令和5年度中に新たに取得した人数です。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

(令和5年度)

処分事由	免職	降任	休職	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人		0人
心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合	0人	0人		0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人		0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人		0人
心身の故障のため、長期の休養を要する場合			8人	8人
刑事事件に関し起訴された場合			0人	0人
計	0人	0人	8人	8人

(2) 懲戒処分の状況

(令和5年度)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	計
法令違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の概要

(令和5年4月1日現在)

免除の対象となる 主な場合	研修を受ける場合
	厚生に関する計画の実施に参加する場合
	特別職を兼ね、その事務に従事する場合
	国又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その事務に従事する場合
	市行政の運営上特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その事務に従事する場合

(2) 営利企業等従事許可の状況

(令和5年度)

許可した内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社 その他の団体の役員その他の地位を兼ねるもの	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件
報酬を得て事業又は事務に従事するもの	23件

8 職員の退職管理の状況

長久手市では、地方公務員法の改正に伴い「長久手市職員の退職管理に関する条例」及び「長久手市職員の退職管理に関する規則」を制定し、退職時に課長職以上であった者のうち営利企業等に再就職した者の状況を報告するものとしています。

令和5年度中に課長職以上で本市を退職した者の再就職状況については、次のとおりです。

離職時の職	離職日	再就職日	再就職先
課長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	再任用職員
部長	R5. 10. 10	R5. 10. 11	特別職

9 職員の研修の状況

(令和5年度)

市実施研修		開催回数	日数	受講者数
新規採用職員研修		1回	2日	16人
防災研修		2回	1日	10人
市長講話研修		3回	1日	16人
市役所を知る研修		5回	5日	10人
文書・財務研修		1回	1日	18人
行政クレーム研修		1回	1日	44人
人事評価研修（評価者）		1回	1日	14人
人事評価研修（被評価者）		1回	1日	19人
業務スクラップ研修		1回	1日	50人
ハラスメント防止研修		1回	1日	66人
コーチング研修		1回	1日	53人
チームビルディング研修		1回	1日	54人
アンコンシャスバイアス研修		1回	1日	22人
メンタルヘルス研修		1回	1日	49人
普通救命講習会		1回	1日	71人
認知症サポーター養成講座		1回	1日	31人
障害者差別解消法研修		1回	1日	10人
上記以外の研修	尾張東部職員研修協議会			76人
	愛知縣市町村振興協会研修センター			36人
	厚生労働省派遣			1人
	地域活性化センター派遣研修生			1人
	愛知県派遣			3人
	市町村職員中央研究所（市町村アカデミー）			3人
	全国市町村国際文化研修所			5人
	株式会社日本経営協会			7人
	愛知縣市町村職員共済組合主催研修			5人
	全国建設研修センター			1人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況

(令和5年度)

区分	受診者数（受検者数）
定期健康診断（30歳未満）	286人
人間ドック（30歳以上希望者）	478人
人間ドック・脳ドック併用（35歳以上希望者）	63人
ストレスチェック	670人

(注) 健康診断及びストレスチェックの受診者数には、再任用職員及び社会保険加入会計年度任用職員も含んでいます。

(2) 職員互助会の事業の概要

(令和5年度)

区分	主な内容
名称	長久手市職員互助会
会員数	454人
公費の総額	なし
福利厚生事業	福利厚生委託事業、レクリエーション事業、 宿泊施設等利用契約等
共済給付事業	結婚祝金、出産祝金、傷病見舞金、災害見舞金、弔慰金、退会 記念品、資格取得祝金、親睦給付金、文化の家等事業給付金、 永年勤続祝品、事故による負傷等に係る見舞金

(3) 公務災害等の認定状況

(令和5年度)

区分	傷病	死亡
公務災害	1件	0件
通勤災害	0件	0件

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(令和5年度)

区分	件数
前年度からの繰越件数	0件
当年度の新規要求件数	0件
当年度中終了件数	0件
次年度への繰越件数	0件

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(令和5年度)

区分	件数
前年度からの繰越件数	0件
当年度の新規要求件数	0件
当年度中終了件数	0件
次年度への繰越件数	0件

1 募集の目的

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集(愛知州市町村職員退職手当組合退職手当条例(昭和40年条例第1号)第13条の6第1項第1号)を行う。

2 募集の対象

長久手市に勤務する者のうち、令和6年3月31日時点で「勤続20年以上」かつ「50歳から59歳まで」の者。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 会計年度任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 令和5年5月12日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和5年5月12日から令和5年6月7日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

3 募集人数

5人

※応募人数が5人を超えた場合は、愛知州市町村職員退職手当組合退職手当条例第13条の6第11項ただし書に基づき、年齢の高い順で認定するものとする。

4 募集の期間(応募受付期間)

令和5年5月12日(金) 午前8時30分から

令和5年6月7日(水) 午後5時まで

5 退職すべき期日

令和6年3月31日

6 応募の手続

(1) 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別記様式第1号)に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、市長公室人事課に提出する。

(2) 受付期間終了後、認定通知書(別記様式第3号)又は不認定通知書(別記様式第4号)を交付する。

※ 令和5年6月28日(水)までに通知する予定

※ 不認定になる場合は次のとおり

ア この募集実施要項に適合しない場合

イ 応募後に、懲戒処分を受けた場合

ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推

進するために特に必要であると認める場合

オ 上記アからエまでのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超え、年齢の高い順で認定したときに募集人数を超える場合

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別記様式第2号）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 連絡先

市長公室人事課 担当 吉田

電話：（直通）0561-56-0604

（内線）241

附 則

この実施要項は、令和5年5月12日から施行する。